

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第55号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表83の項中「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同表84の項中「7万3,000円」を「7万4,700円」に改め、同表85の項中「3万6,000円」を「3万6,800円」に改め、同表86の項中「2万5,000円」を「2万5,500円」に改め、同表87の項中「7万8,000円」を「7万9,800円」に改め、同表88の項中「6万1,000円」を「6万2,400円」に改め、同表90の2の項中「4,000円」を「3,800円」に改め、同表90の3の項中「5,100円」を「5,000円」に改め、同表90の4の項中「4,000円」を「3,800円」に改め、同表90の5の項中「4,000円」を「3,900円」に改め、同表91の項中「2万2,000円」を「2万1,100円」に、「1万5,000円」を「1万5,100円」に改め、同表92の項中「1万7,000円」を「1万6,600円」に改め、同表93の項中「1万1,000円」を「1万1,300円」に改め、同表93の2の項中「1万5,000円」を「1万5,200円」に改め、同表99の3の項中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表99の4の項中「4,000円」を「4,100円」に改め、同表106の2の項中「2万円」を「2万800円」に改め、同表107の2の項中「3万3,000円」を「3万3,900円」に改め、同表107の3の項中「2万円」を「2万800円」に改め、同表107の4の項及び107の5の項中「7万3,000円」を「7万4,000円」に改め、同表120の2の項中「2万円」を「2万800円」に改め、同表121の2の項中「3万3,000円」を「3万3,900円」に改め、同表121の3の項中「2万円」を「2万800円」に改め、同表121の4の項及び121の5の項中「7万3,000円」を「7万4,000円」に改め、同表122の項中「4万円」を「4万400円」に改め、同表122の11の項中「24万円」を「24万6,200円」に改め、同表122の12の項中「22万4,000円」を「23万700円」に改め、同表122の13の項中「22万2,000円」を「22万6,200円」に改め、同表122の14の項から122の16の項までの規定中「12万円」を「12万2,500円」に改め、同表122の17の項中「3万900円」を「3万1,600円」に改め、同表122の18の項中「2万4,800円」を「2万5,300円」に改め、同表124の項中「3万円」を「3万100円」に改め、同表125の項中「3万5,000円」を「3万5,500円」に、「4万5,000円」を「4万5,500円」に改め、同表126の項中「4万1,000円」を「4万1,600円」に、「1万8,000円」を「1万8,600円」に、「1万1,000円」を「1万1,200円」に改め、同表127の項金額の欄を次のように改める。

4万4,500円
2万2,300円
1万6,400円
2万2,300円
1万1,200円
8,200円

別表128の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表129の項中「8万円」を「8万500円」に改め、同表130の項中「6万1,000円」を「6万1,300円」に改め、同表131の項及び132の項中「8,200円」を「8,300円」に改め、同表133の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表133の2の項中「4万6,000円」を「5万

3,400円」に、「7万9,000円」を「9万1,300円」に改め、同表133の3の項中「5,600円」を「5,800円」に改め、同表133の4の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表133の5の項中「4,100円」を「4,300円」に改め、同表136の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表137の項中「4,100円」を「4,400円」に改め、同表138の項中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表140の項中「4,100円」を「4,300円」に改め、同表143の項中「4,200円」を「4,400円」に改め、同表144の項中「3,700円」を「3,900円」に改め、同表144の2の項中「2万円」を「1万9,700円」に、「1万円」を「9,600円」に改め、同表144の4の項中「3万円」を「2万9,700円」に改め、同表144の6の項中「1万5,000円」を「1万4,800円」に、「7,000円」を「6,700円」に改め、同表144の7の項中「9,700円」を「1万円」に改め、同表144の8の項中「5万6,000円」を「5万6,500円」に改め、同表144の10の項中「3万9,000円」を「3万9,900円」に改め、同表144の13の項金額の欄を次のように改める。

3万9,900円
5万6,900円
2万5,300円
3万1,600円

別表144の14の項中「1万円」を「9,200円」に、「6,000円」を「5,900円」に改め、同表144の15の項中「1万5,000円」を「1万4,100円」に改め、同表145の項中「6万3,000円」を「6万2,800円」に改め、同表146の項中「3万3,000円」を「3万2,000円」に改め、同表146の2の項中「2万円」を「1万8,100円」に改め、同表146の3の項中「6万3,000円」を「6万2,800円」に改め、同表146の4の項中「3万3,000円」を「3万2,400円」に改め、同表146の6の項中「2万円」を「1万8,100円」に改め、同表146の7の項中「8,000円」を「7,200円」に、「5,000円」を「4,900円」に改め、同表147の項中「5万円」を「5万700円」に、「4万円」を「4万800円」に改め、同表152の項中「4,000円」を「3,800円」に改め、同表153の項中「3,100円」を「3,000円」に改め、同表154の項中「2,400円」を「2,200円」に改め、同表155の項中「2,800円」を「2,500円」に、「2,500円」を「1,900円」に改め、同表156の項中「1万6,000円」を「1万6,100円」に、「9,600円」を「9,700円」に、「2万1,000円」を「2万1,100円」に、「1万4,000円」を「1万4,100円」に改め、「得た額」の次に「(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同表156の2の項中「15万円」を「15万4,200円」に改め、同表156の3の項中「9万円」を「9万2,700円」に改め、同表157の項中「1万円」を「1万5,400円」に改め、同表158の項金額の欄を次のように改める。

1,100円
600円
1,000円
400円
170円
170円

別表159の項中「5,600円」を「5,700円」に改め、同表160の項中「6,100円」を「6,400円」に改め、同表161の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表162の項中「3,600円」を「3,700円」に改め、同表163の項

中「5,600円」を「5,700円」に改め、同表164の項中「9,400円」を「9,500円」に改め、同表165の項中「2,800円」を「3,300円」に改め、同表166の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同表171の2の項中「15万円」を「15万4,200円」に改め、同表171の3の項中「9万円」を「9万2,700円」に改め、同表174の項中「5,860円」を「6,200円」に改め、同表175の項中「2,240円」を「2,300円」に改め、同表176の項中「3,210円」を「3,300円」に改め、同表177の項中「7,720円」を「8,500円」に改め、同表178の項中「3,410円」を「3,500円」に改め、同表179の項中「2,240円」を「2,300円」に改め、同表180の項中「3,210円」を「3,300円」に改め、同表181の項中「1万6,000円」を「1万7,400円」に改め、同表182の項中「14万円」を「14万4,700円」に改め、同表182の2の項中「7,400円」を「7,600円」に改め、同表182の3の項中「2万4,000円」を「2万4,700円」に改め、同表183の項中「13万円」を「13万4,200円」に、「11万円」を「11万3,600円」に改め、同表183の2の項中「7,400円」を「7,600円」に改め、同表183の3の項中「2万4,000円」を「2万4,700円」に改め、同表183の4の項中「3万5,000円」を「3万6,000円」に改め、同表183の5の項中「7,400円」を「7,600円」に改め、同表183の6の項中「7,400円」を「7,700円」に改め、同表183の7の項中「2万4,000円」を「2万4,600円」に改め、同表184の項中「3万5,000円」を「3万5,300円」に改め、同表184の2の項中「7,400円」を「7,600円」に改め、同表184の3の項中「5万円」を「5万1,600円」に改め、同表185の項中「2万2,000円」を「2万2,900円」に、「1万1,000円」を「1万1,300円」に改め、同表186の項中「2万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同表187の項中「7,400円」を「7,600円」に改め、同表188の項中「2万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同表189の項中「2万5,200円」を「2万5,900円」に改め、同表190の項中「1万6,800円」を「1万7,200円」に改め、同表191の項中「1万6,000円」を「1万6,600円」に改め、同表192の項中「5,600円」を「5,700円」に改め、同表193の項中「7,500円」を「7,900円」に改め、同表195の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表196の項中「1,150円」を「1,200円」に、「4,040円」を「4,100円」に改め、同表197の項中「1万6,000円」を「1万7,400円」に改め、同表198の項中「5,000円」を「5,100円」に、「1万円」を「1万300円」に改め、同表198の2の項中「7,500円」を「7,700円」に改め、同表198の3の項中「1万円」を「1万300円」に改め、同表198の4の項中「1,000円」を「2,100円」に改め、同表198の5の項中「2万8,800円」を「2万9,500円」に、「8万6,400円」を「8万8,500円」に改め、同表198の6の項中「9,100円」を「9,400円」に改め、同表198の7の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表199の項中「1,150円」を「1,200円」に、「4,040円」を「4,100円」に改め、同表200の項中「2万1,500円」を「2万2,100円」に改め、同表201の項及び202の項中「3,200円」を「3,400円」に改め、同表203の項中「2万7,200円」を「2万7,500円」に改め、同表204の項中「1万4,700円」を「1万4,800円」に改め、同表205の項中「1万200円」を「1万300円」に改め、同表206の項中「6,400円」を「6,500円」に改め、同表207の項中「1万500円」を「1万1,400円」に改め、同表208の項中「5,200円」を「5,400円」に改め、同表209の項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表210の2の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表212の項中「3,900円」を「4,100円」に、「1万1,500円」を「1万1,700円」に改め、同表214の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表215の項中「1万4,600円」を「1万4,800円」に、「3,900円」を「4,000円」に改め、同表216の項中「2,700円」を「2,800円」に改め、同表217の項中「1万4,600円」を「1万4,800円」に、「3,900円」を「4,100円」に改め、同表218の項中「3,900円」を「4,100円」に改め、同表219の項中「2万9,000円」を「2万9,600円」に改め、同表220の項中「1万

1,000円」を「1万1,500円」に改め、同表220の2の項から220の5の項までの規定中「1万1,000円」を「1万1,400円」に改め、同表221の項金額の欄を次のように改める。

7,600円
15万5,200円
13万6,400円
13万6,400円
6万1,300円
6万1,300円

別表222の項金額の欄を次のように改める。

4,100円
14万3,200円
11万9,800円
11万9,800円
4万9,400円
4万9,400円

別表223の項金額の欄を次のように改める。

1万1,100円
7万6,300円
7万2,200円
3万1,000円
7万6,300円
3万6,600円
3万1,000円
3万6,600円
3万1,000円

別表224の項金額の欄を次のように改める。

5,600円
5万2,600円
4万9,700円
2万1,500円
5万2,600円
2万3,500円
2万1,500円
2万3,500円
2万1,500円

別表225の項金額の欄を次のように改める。

6万8,700円
6万5,000円
1万9,300円
6万8,700円
3万2,800円
1万9,100円
3万2,800円
1万9,100円

別表225の2の項中「2万9,400円」を「3万1,000円」に改め、同表225の3の項中「2万200円」を「2万1,500円」に改め、同表226の項金額の欄を次のように改める。

90円
20万2,000円
3万6,300円
7万2,100円
3万5,800円

別表227の項金額の欄を次のように改める。

7万6,300円
4万3,200円
1万9,400円
1万9,400円
14万7,000円と 2,800円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
8万6,900円と 2,100円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
3万8,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額

3万8,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
5万5,400円
3万3,700円
1万5,400円
1万5,400円
10万9,000円と 2,800円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
6万5,300円と 2,100円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
2万9,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
2万9,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額

別表228の項中「9万3,600円」を「9万7,200円」に、「2万300円」を「2万1,600円」に、「3万100円」を「3万1,700円」に改め、同表228の2の項金額の欄を次のように改める。

14万7,000円に、 2,800円に申請す る品目の数を乗 じて得た額及び 1万円に申請す
--

る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

8万6,900円に、
2,100円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
1万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

3万8,600円に、
1,200円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
1万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

10万9,000円に、
2,800円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
1万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

6万5,300円に、
2,100円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
1万円に申請す

る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

2万9,600円に、
1,200円に申請す
る品目の数を乗
じて得た額及び
1万円に申請す
る製造販売業者
の数を乗じて得
た額を加算した
額

別表228の3の項金額の欄を次のように改める。

7万6,300円
4万3,200円
1万9,400円
1万9,400円
5万5,400円
3万3,700円
1万5,400円
1万5,400円

別表229の項中「14万9,800円」を「15万5,200円」に、「13万1,600円」を「13万6,400円」に、「9万5,200円」を「9万8,900円」に改め、同表230の項中「14万円」を「14万5,000円」に、「11万6,800円」を「12万1,100円」に、「7万4,700円」を「7万7,700円」に改め、同表231の項中「3万7,800円」を「3万9,600円」に改め、同表232の項中「2万9,100円」を「3万700円」に改め、同表233の項中「14万9,800円」を「15万5,200円」に改め、同表234の項中「13万8,200円」を「14万3,200円」に改め、同表235の項中「2万9,000円」を「2万9,600円」に改め、同表235の2の項中「1万1,000円」を「1万1,500円」に改め、同表235の6の項中「1万5,000円」を「1万5,600円」に改め、同表235の7の項中「1万円」を「1万400円」に改め、同表235の8の項中「2万9,000円」を「2万9,600円」に改め、同表235の9の項中「1万1,000円」を「1万1,500円」に改め、同表235の10の項中「6万9,400円」を「7万2,300円」に改め、同表235の11の項中「4万7,600円」を「4万9,800円」に改め、同表235の12の項中「1万7,500円」を「1万8,700円」に改め、同表235の13の項中「2万9,000円」を「2万9,600円」に改め、同表235の14の項中「1万1,000円」を「1万1,500円」に改め、同表235の15の項金額の欄を次のように改める。

7万6,300円
4万3,200円
1万9,400円
1万9,400円
14万7,000円と 2,800円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
8万6,900円と 2,100円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
3万8,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
3万8,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
5万5,400円
3万3,700円
1万5,400円
1万5,400円
10万9,000円と 2,800円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
6万5,300円と 2,100円に申請す る品目の数を乗

じて得た額との 合計額
2万9,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
2万9,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額
2万9,600円と 1,200円に申請す る品目の数を乗 じて得た額との 合計額

別表235の21の項金額の欄を次のように改める。

2,900円
3,000円

別表235の23の項金額の欄を次のように改める。

2,900円
3,000円

別表235の25の項、235の27の項、235の29の項、235の31の項、235の33の項及び235の37の項中「2,900円」を「3,000円」に改め、同表266の項中「15万円」を「14万8,200円」に改め、同表268の項中「3万円」を「2万9,500円」に、「15万円」を「14万8,200円」に改め、同表274の項中「5,700円」を「5,800円」に改め、同表275の項及び276の項中「760円」を「770円」に改め、同表279の項中「25円」を「30円」に、「35円」を「40円」に、「150円」を「160円」に改め、同表280の項中「670円」を「680円」に改め、同表283の項中「1万7,000円」を「1万7,300円」に、「4万3,000円」を「4万4,100円」に改め、同表285の項中「6,400円」を「6,500円」に改め、同表287の項及び288の項中「7,900円」を「8,100円」に改め、同表289の項中「21万3,000円」を「30万7,100円」に、「37万8,000円」を「40万7,300円」に、「66万円」を「65万7,200円」に改め、同表289の2の項区分の欄、単位の欄及び金額の欄を次のように改める。

床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき	1万4,900円
床面積の合計が30平方メートルを超える、100 平方メートル以内のもの	1件につき	2万9,200円
床面積の合計が100平方メートルを超える、 200平方メートル以内のもの	1件につき	4万200円
床面積の合計が200平方メートルを超える、 300平方メートル以内のもの	1件につき	5万3,200円
床面積の合計が300平方メートルを超える、 500平方メートル以内のもの	1件につき	7万6,300円

床面積の合計が500平方メートルを超える、 1,000平方メートル以内のもの	1件につき	13万4,200円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える、 2,000平方メートル以内のもの	1件につき	14万8,400円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える、 1万平方メートル以内のもの	1件につき	30万7,100円
床面積の合計が1万平方メートルを超える、 5万平方メートル以内のもの	1件につき	40万7,300円
床面積の合計が5万平方メートルを超える もの	1件につき	65万7,200円

別表289の3の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表289の4の項中「3万3,000円」を「3万4,300円」に改め、同表290の項中「6,400円」を「6,600円」に改め、同表291の項中「1万4,000円」を「1万4,400円」に改め、同表292の項中「3,500円」を「3,600円」に改め、同表293の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表294の項金額の欄を次のように改める。

3万7,100円に種子1キログラムにつき6,100円として計算した額を加えた額
3万7,100円に穂木1万本につき5,300円として計算した額を加えた額
3万7,100円に幼苗1万本につき3,700円として計算した額を加えた額
3万7,100円に幼苗以外の苗木1万本につき5,900円に証明に係る事実の確認の回数を乗じて得た額として計算し

た額をえた額

別表307の項中「6,900円」を「7,000円」に、「7,400円」を「7,500円」に、「7,900円」を「8,000円」に改め、同表311の項中「440円」を「450円」に改め、同表312の項中「3万7,000円」を「3万7,900円」に、「2万6,000円」を「2万6,500円」に改め、同表313の項中「2万6,000円」を「2万6,100円」に改め、同表314の項中「1万8,000円」を「1万7,800円」に改め、同表322の項中「3万5,000円」を「3万5,100円」に改め、同表324の項金額の欄を次のように改める。

2万1,200円
1万2,500円
1万1,300円
1万2,800円
3,890円
5万9,900円
7万3,100円
1万200円
3万6,000円
5万9,300円
6万6,900円
8万6,200円
9万5,100円
10万4,000円

別表330の3の項中「1万5,900円」を「1万4,800円」に改め、同表331の項中「400円」を「410円」に改め、同表331の2の項中「3万3,000円」を「3万3,300円」に改め、同表331の3の項中「2万6,000円」を「2万5,800円」に改め、同表341の項中「1万8,000円」を「1万7,400円」に改め、同表342の項中「6,700円」を「6,600円」に改め、同表344の項中「5万2,000円」を「5万300円」に改め、同表345の項中「3万3,000円」を「3万1,800円」に改め、同表346の項中「1万3,000円」を「1万2,200円」に改め、同表347の項中「8,400円」を「8,100円」に改め、同表348の項中「8,100円」を「8,000円」に改め、同表357の3の項中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に、「第1条の2第2号」を「第1条の8第1項第2号」に、「3,800円」を「4,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「26,900円」を「2万8,100円」に、「15,500円」を「1万6,200円」に改め、同表357の4の項中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「3,800円」を「4,000円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「26,900円」を「2万8,100円」に、「15,500円」を「1万6,200円」に改め、同表362の項金額の欄を次のように改める。

13万円
19万100円

26万300円
39万200円
51万200円
66万100円
87万円

別表363の項中「1万3,000円」を「1万3,100円」に、「3万5,000円」を「3万5,100円」に、「4万3,000円」を「4万3,100円」に改め、同表364の項中「3万5,000円」を「3万5,200円」に、「4万3,000円」を「4万3,200円」に、「5万8,000円」を「5万7,500円」に改め、同表365の項中「4万7,000円」を「4万7,400円」に改め、同表366の項中「4万3,000円」を「4万3,300円」に改め、同表370の項金額の欄を次のように改める。

8,600円
2万2,200円
4万3,300円
8万6,100円
13万100円
16万9,900円
22万円
30万500円
1万3,000円
3万400円
6万4,600円
11万9,600円
20万円
27万100円
33万9,700円
48万300円
8万6,100円
13万300円
19万300円
26万400円
39万400円
51万円
66万100円
86万9,800円

別表371の項中「87万円」を「86万9,800円」に、「1万円」を「1万300円」に改め、同表372の項中「4

万6,000円」を「4万6,100円」に改め、同表373の項中「2万6,000円」を「2万5,800円」に改め、同表374の項金額の欄を次のように改める。

6,900円
1万7,900円
3万8,900円
6万9,300円
9万6,800円

別表376の項中「1,700円」を「1,600円」に改め、同表378の項金額の欄を次のように改める。

1,330円
120円
1,600円
430円
240円
240円

別表378の2の項及び378の3の項中「1万円」を「1万200円」に改め、同表380の項から382の項までを次のように改める。

380	建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請に対する審査又は同法第18条第3項の規定に基づく審査	建築物に関する確認申請等手数料	床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下この項から382の項までにおいて同じ。)の合計が30平方メートル以内のもの	申請等に係る建築物(以下この項から382の項までにおいて「申請等建築物」という。)の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	1万1,100円	(注) 3のとおり
			床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げ	1件につき	1万4,900円	
			床面積の合計が30平方メートルを超えるもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げ	1件につき	1万9,100円	

		方メートル以内のもの	る建築物である場合			
			その他の場合	1件につき	2万9,200円	
		床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	2万5,300円	
			その他の場合	1件につき	4万200円	
		床面積の合計が200平方メートルを超える、300平方メートル以内のもの		1件につき	5万3,200円	
		床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの		1件につき	7万6,300円	
		床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの		1件につき	13万4,200円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの		1件につき	14万8,400円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの		1件につき	30万7,100円	
		床面積の合計が1万平方メートルを超える、5万平方メートル以内のもの		1件につき	40万7,300円	
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		1件につき	65万7,200円	
381	建築基準法	建築物に	建築基 床面積 申請等建築物	1件	1万2,600円	(注) 4の

第7条第1項又は第18条第21項の規定に基づく検査	関する完了検査申請等手数料	準法第7条の3第1項又は第18条第29項の検査を受けた建築物	の合計が30平方メートル以内のも	の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物（当該工事が同法第7条の5に規定する工事であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）である場合	につき	とおり
			その他の場合	1件につき	1万8,300円	
			床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	1万7,500円
			メートル以内のもの	その他の場合	1件につき	2万7,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	2万3,400円
			メートル以内のもの	その他の場合	1件につき	3万8,700円

		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1件につき	5万3,200円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	5万8,900円
		床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	1件につき	7万1,900円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	1件につき	7万8,600円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	1件につき	14万3,800円
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	27万1,700円
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるものの	1件につき	56万5,200円
その他の建築物	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	1万3,600円
	その他の場合		1件につき	1万9,300円
	床面積	申請等建築物	1件	1万8,500円

		の合計 が30平 方メー トルを 超え、 100平方 メート ル以内 のもの	の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	につ き	
		床面積 の合計 が100平 方メー トルを 超え、 200平方 メート ル以内 のもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	1件 につ き	2万8,000円
		床面積の合計が200平方 メートルを超えるもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	1件 につ き	2万5,400円
		床面積の合計が200平方 メートルを超えるもの	その他の場合	1件 につ き	4万700円
		床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	1件 につ き	5万5,200円
		床面積の合計が300平方 メートルを超えるもの	その他の場合	1件 につ き	6万900円
		床面積の合計が500平方 メートルを超えるもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	1件 につ き	7万4,900円
		床面積の合計が1,000平 方メートルを超えるもの	その他の場合	1件 につ き	8万3,600円
		床面積の合計が2,000平 方メートルを超えるもの	申請等建築物 の全てが建築 基準法第6条 の4第1項各 号に掲げる建 築物である場 合	1件 につ き	15万3,800円

			もの				
			床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	1件につき	28万1,700円		
			床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	57万5,200円		
382	建築基準法第7条の3第1項又は第18条第29項の規定に基づく検査	建築物に関する中間検査申請等手数料	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	1万3,600円	(注) 5のとおり
				その他の場合	1件につき	1万9,900円	
			床面積の合計が30平方メートルを超える、100平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	1万7,900円	
				その他の場合	1件につき	2万8,000円	
			床面積の合計が100平方メートルを超える、200平方メートル以内のもの	申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	1件につき	2万4,000円	
				その他の場合	1件につき	3万9,500円	
			床面積の合計が200平方メートル	1件	5万4,700円		

	を超える、300平方メートル以内のもの	につき	
	床面積の合計が300平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	1件につき	5万6,700円
	床面積の合計が500平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	6万2,100円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	6万8,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	1件につき	11万7,700円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える、5万平方メートル以内のもの	1件につき	21万300円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	41万4,700円

別表383の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表383の2の項中「400円」を「450円」に改め、同表383の3の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表384の項及び385の項中「3万3,000円」を「3万4,300円」に改め、同表386の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表387の項及び388の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表389の項中「18万円」を「18万5,100円」に改め、同表389の2の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表389の3の項中「14万円」を「14万4,300円」に改め、同表390の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表390の2の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表391の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表391の2の項から392の項までの規定中「3万3,000円」を「3万4,300円」に改め、同表393の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表394の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表395の項及び396の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表397の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表397の2の項から400の12の項までの規定中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表400の13の項及び401の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表402の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表403の項及び404の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表404の2の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表405の項及び406の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表407の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表408の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表408の2の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表409の項及び410の項中「7万8,000円」を「8万200円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同

表410の2の項及び410の3の項中「22万円」を「22万6,800円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同表411の項中「7万8,000円」を「8万200円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同表411の2の項及び411の3の項中「22万円」を「22万6,800円」に、「2万8,000円」を「2万9,500円」に改め、同表412の項中「6,400円」を「6,700円」に、「1万2,000円」を「1万2,500円」に改め、同表413の項から413の5の項までの規定中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表413の6の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表413の7の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表414の項中「6,000円」を「6,800円」に、「1万円」を「1万500円」に、「9,000円」を「9,700円」に、「2万円」を「2万900円」に改め、同表415の項中「1万8,000円」を「1万8,800円」に、「2万6,000円」を「2万7,100円」に、「3万円」を「3万1,400円」に改め、同表416の項中「1万8,000円」を「1万8,800円」に、「2万6,000円」を「2万7,100円」に改め、同表417の項中「9,000円」を「9,700円」に、「1万7,000円」を「1万7,700円」に改め、同表418の項中「2万2,000円」を「2万2,900円」に改め、同表419の項中「2万円」を「2万1,000円」に改め、同表420の2の項及び420の3の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表422の項及び423の項中「2万3,000円」を「2万3,800円」に改め、同表424の項金額の欄を次のように改める。

1万7,100円
2万9,100円
4万1,200円
6万900円
6万9,700円
9万5,100円
15万2,200円
23万4,700円
36万7,900円
52万100円
67万2,400円

別表424の2の項中「65万7,000円」を「67万2,400円」に、「1万円」を「1万600円」に改め、同表424の3の項金額の欄を次のように改める。

1万2,000円
1万4,500円
1万7,100円
2万900円
2万9,800円
3万3,600円
4万500円
5万5,800円
7万6,100円
11万4,100円

13万9,500円

別表424の4の項中「13万6,000円」を「13万9,500円」に、「1万円」を「1万600円」に改め、同表424の5の項金額の欄を次のように改める。

3,400円
4,400円
6,300円
1万2,600円
2万5,300円
4万4,400円
6万3,400円

別表424の6の項金額の欄を次のように改める。

1万2,700円
2万1,700円
3万2,000円
4万8,500円
6万8,900円
11万3,300円
17万4,900円
25万7,300円
34万9,600円
43万1,800円

別表424の6の項備考の欄中「42万円」を「43万1,800円」に、「1万円」を「1万400円」に改め、同表424の7の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表424の8の項中「2万7,000円」を「2万8,400円」に改め、同表424の9の項中「12万円」を「12万3,900円」に改め、同表424の10の項金額の欄を次のように改める。

5,500円
5,500円
1万700円
1万8,100円
3万700円
5万1,400円
9万1,300円
14万3,800円
18万2,300円
19万4,500円

1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
都市の低炭素化 の促進に関する 法律第54条第1 項第1号の経済 産業大臣、国土 交通大臣及び環 境大臣が定める 基準のうち知事 が別に定めるも の（以下この項 において単に 「知事が定める 基準」という。） による審査にあ つては1万9,200

円、その他の基準による審査にあっては3万8,800円

知事が定める基準による審査にあっては1万9,200円、その他他の基準による審査にあっては3万8,800円

知事が定める基準による審査にあっては3万7,000円、その他他の基準による審査にあっては7万8,000円

知事が定める基準による審査にあっては5万3,200円、その他他の基準による審査にあっては11万200円

知事が定める基準による審査にあっては7万8,000円、その他他の基準による審査にあっては15万5,300円

知事が定める基準による審査にあっては11万6,100円、その他

の基準による審査にあっては22万2,200円
知事が定める基準による審査にあっては17万7,100円、その他他の基準による審査にあっては31万9,800円
知事が定める基準による審査にあっては25万1,000円、その他他の基準による審査にあっては43万2,200円
知事が定める基準による審査にあっては32万5,700円、その他他の基準による審査にあっては56万7,900円
知事が定める基準による審査にあっては37万100円、その他の基準による審査にあっては66万5,500円
12万2,400円
15万4,200円
20万1,900円
31万4,300円
40万3,400円

	48万2,100円
	56万1,600円
知事が定める基 準による審査に あっては9万 7,600円、その他 の基準による審 査にあっては25 万4,400円	
知事が定める基 準による審査に あっては12万 4,600円、その他 の基準による審 査にあっては31 万9,400円	
知事が定める基 準による審査に あっては16万 3,400円、その他 の基準による審 査にあっては41 万2,300円	
知事が定める基 準による審査に あっては26万 4,700円、その他 の基準による審 査にあっては58 万8,600円	
知事が定める基 準による審査に あっては34万 5,700円、その他 の基準による審 査にあっては72	

万5,100円
知事が定める基 準による審査に あっては41万 5,600円、その他 の基準による審 査にあっては85 万6,700円
知事が定める基 準による審査に あっては48万 7,300円、その他 の基準による審 査にあっては97 万7,600円
知事が定める基 準による審査に あっては9万 7,600円、その他 の基準による審 査にあっては25 万4,400円
知事が定める基 準による審査に あっては12万 4,600円、その他 の基準による審 査にあっては31 万9,400円
知事が定める基 準による審査に あっては16万 3,400円、その他 の基準による審 査にあっては41 万2,300円

知事が定める基準による審査にあっては26万4,700円、その他他の基準による審査にあっては58万8,600円

知事が定める基準による審査にあっては34万5,700円、その他他の基準による審査にあっては72万5,100円

知事が定める基準による審査にあっては41万5,600円、その他他の基準による審査にあっては85万6,700円

知事が定める基準による審査にあっては48万7,300円、その他他の基準による審査にあっては97万7,600円

別表424の11の項金額の欄を次のように改める。

3,300円
3,300円
6,600円
1万600円
1万8,100円
3万700円
5万5,400円

8万6,100円
11万200円
11万7,200円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
都市の低炭素化 の促進に関する 法律第54条第1 項第1号の経済 産業大臣、国土 交通大臣及び環 境大臣が定める 基準のうち知事 が別に定めるも の（以下この項 において単に

「知事が定める基準」という。)による審査にあっては1万円、その他の基準による審査にあっては2万200円

知事が定める基準による審査にあっては1万円、その他の基準による審査にあっては2万200円

知事が定める基準による審査にあっては1万9,400円、その他の基準による審査にあっては3万9,900円

知事が定める基準による審査にあっては2万8,700円、その他の基準による審査にあっては5万7,600円

知事が定める基準による審査にあっては4万1,800円、その他の基準による審査にあっては8万1,300円

知事が定める基

準による審査に
あっては6万
2,600円、その他
の基準による審
査にあっては11
万6,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
7,700円、その他
の基準による審
査にあっては16
万8,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
9,800円、その他
の基準による審
査にあっては23
万700円

知事が定める基
準による審査に
あっては18万
1,200円、その他
の基準による審
査にあっては30
万1,700円

知事が定める基
準による審査に
あっては20万
3,700円、その他
の基準による審
査にあっては35
万2,400円

6万2,500円

7万9,100円

10万3,900円
16万5,600円
21万6,300円
25万8,400円
30万2,800円
知事が定める基準による審査にあっては5万300円、その他の基準による審査にあっては12万8,700円
知事が定める基準による審査にあっては6万3,600円、他の基準による審査にあっては16万1,600円
知事が定める基準による審査にあっては8万5,400円、他の基準による審査にあっては20万8,900円
知事が定める基準による審査にあっては14万900円、他の基準による審査にあっては30万2,800円
知事が定める基準による審査にあっては18万

7,100円、その他
の基準による審
査にあっては37
万6,800円

知事が定める基
準による審査に
あっては22万
5,500円、その他
の基準による審
査にあっては44
万6,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては26万
5,500円、その他
の基準による審
査にあっては51
万1,000円

知事が定める基
準による審査に
あっては5万300
円、その他の基
準による審査に
あっては12万
8,700円

知事が定める基
準による審査に
あっては6万
3,600円、その他
の基準による審
査にあっては16
万1,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては8万
5,400円、その他

の基準による審査にあっては20万8,900円
知事が定める基準による審査にあっては14万900円、その他の基準による審査にあっては30万2,800円
知事が定める基準による審査にあっては18万7,100円、その他他の基準による審査にあっては37万6,800円
知事が定める基準による審査にあっては22万5,500円、その他他の基準による審査にあっては44万6,300円
知事が定める基準による審査にあっては26万5,500円、その他他の基準による審査にあっては51万1,000円

別表424の12の項金額の欄を次のように改める。

1,500円
1,500円
3,100円
5,300円

8,900円
1万4,900円
2万7,300円
4万2,500円
5万5,100円
5万8,000円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
都市の低炭素化 の促進に関する 法律第54条第1 項第1号の経済 産業大臣、国土 交通大臣及び環 境大臣が定める 基準のうち知事

が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による審査にあっては5,100円、他の基準による審査にあっては1万円

知事が定める基準による審査にあっては5,100円、他の基準による審査にあっては1万円

知事が定める基準による審査にあっては9,600円、他の基準による審査にあっては1万9,700円

知事が定める基準による審査にあっては1万4,200円、他の基準による審査にあっては2万8,400円

知事が定める基準による審査にあっては2万1,100円、他の基準による審査にあっては4

万700円
知事が定める基準による審査にあっては3万1,600円、その他の基準による審査にあっては5万8,200円
知事が定める基準による審査にあっては4万9,200円、その他の基準による審査にあっては8万4,300円
知事が定める基準による審査にあっては7万100円、その他の基準による審査にあっては11万5,300円
知事が定める基準による審査にあっては9万600円、その他の基準による審査にあっては15万1,200円
知事が定める基準による審査にあっては10万2,000円、その他の基準による審査にあっては17万6,400円

3万1,200円
3万9,500円
5万1,800円
8万3,100円
10万8,000円
12万9,500円
15万1,600円
知事が定める基準による審査にあっては2万4,800円、その他他の基準による審査にあっては6万4,000円
知事が定める基準による審査にあっては3万1,900円、その他他の基準による審査にあっては8万600円
知事が定める基準による審査にあっては4万2,600円、その他他の基準による審査にあっては10万4,300円
知事が定める基準による審査にあっては7万500円、その他の基準による審査にあっては15万1,100円
知事が定める基

準による審査に
あっては9万
3,200円、その他
の基準による審
査にあっては18
万8,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては11万
2,900円、その他
の基準による審
査にあっては22
万3,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
2,700円、その他
の基準による審
査にあっては25
万5,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては2万
4,800円、その他
の基準による審
査にあっては6
万4,000円

知事が定める基
準による審査に
あっては3万
1,900円、その他
の基準による審
査にあっては8
万600円

知事が定める基
準による審査に

あっては4万
2,600円、その他
の基準による審
査にあっては10
万4,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては7万500
円、その他の基
準による審査に
あっては15万
1,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
3,200円、その他
の基準による審
査にあっては18
万8,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては11万
2,900円、その他
の基準による審
査にあっては22
万3,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
2,700円、その他
の基準による審
査にあっては25
万5,500円

別表424の13の項金額の欄を次のように改める。

5,500円

5,500円

1万700円
1万8,100円
3万700円
5万1,400円
9万1,300円
14万3,800円
18万2,300円
19万4,500円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万300円
1万8,500円
2万9,900円
8万9,800円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万300円
1万8,500円
2万9,900円
8万9,800円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネ

ルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による判定にあっては1万9,200円、その他の基準による判定にあっては3万8,800円

知事が定める基準による判定にあっては1万9,200円、その他の基準による判定にあっては3万8,800円

知事が定める基準による判定にあっては3万7,000円、その他の基準による判定にあっては7万8,000円

知事が定める基準による判定にあっては5万3,200円、その他

の基準による判
定にあっては11
万200円

知事が定める基
準による判定に
あっては 7 万
8,000円、その他
の基準による判
定にあっては15
万5,300円

知事が定める基
準による判定に
あっては 11万
6,100円、その他
の基準による判
定にあっては22
万2,200円

知事が定める基
準による判定に
あっては 17万
7,100円、その他
の基準による判
定にあっては31
万9,800円

知事が定める基
準による判定に
あっては 25万
1,000円、その他
の基準による判
定にあっては43
万2,200円

知事が定める基
準による判定に
あっては 32万
5,700円、その他
の基準による判

定にあっては56
万7,900円

知事が定める基
準による判定に
あっては37万100
円、その他の基
準による判定に
あっては 66万
5,500円

12万2,400円

15万4,200円

20万1,900円

31万4,300円

40万3,400円

48万2,100円

56万1,600円

知事が定める基
準による判定に
あっては 9 万
7,200円、その他
の基準による判
定にあっては25
万4,700円

知事が定める基
準による判定に
あっては12万
4,200円、その他
の基準による判
定にあっては31
万9,400円

知事が定める基
準による判定に
あっては16万
3,400円、その他
の基準による判
定にあっては41

万2,300円
知事が定める基準による判定にあっては26万4,700円、その他の基準による判定にあっては58万8,600円
知事が定める基準による判定にあっては34万5,700円、その他の基準による判定にあっては72万5,100円
知事が定める基準による判定にあっては41万5,600円、その他の基準による判定にあっては85万6,700円
知事が定める基準による判定にあっては48万7,300円、その他の基準による判定にあっては97万7,600円
2万1,100円
2万9,600円
4万1,800円
10万6,500円
16万100円
19万9,600円
24万7,300円

知事が定める基準による判定にあっては9万7,200円、その他の基準による判定にあっては25万4,700円

知事が定める基準による判定にあっては12万4,200円、その他の基準による判定にあっては31万9,400円

知事が定める基準による判定にあっては16万3,400円、その他の基準による判定にあっては41万2,300円

知事が定める基準による判定にあっては26万4,700円、その他の基準による判定にあっては58万8,600円

知事が定める基準による判定にあっては34万5,700円、その他の基準による判定にあっては72万5,100円

知事が定める基

準による判定に
あっては41万
5,600円、その他
の基準による判
定にあっては85
万6,700円

知事が定める基
準による判定に
あっては48万
7,300円、その他
の基準による判
定にあっては97
万7,600円

2万1,100円

2万9,600円

4万1,800円

10万6,500円

16万100円

19万9,600円

24万7,300円

別表424の14の項金額の欄を次のように改める。

3,300円
3,300円
6,600円
1万600円
1万8,100円
3万700円
5万5,400円
8万6,100円
11万200円
11万7,200円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円

8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
6,300円
1万1,100円
1万8,100円
5万4,000円
8万5,000円
10万7,600円
13万4,600円
6,300円
1万1,100円
1万8,100円
5万4,000円
8万5,000円
10万7,600円
13万4,600円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において単に「知事が定める基準」という。）による判定にあつ

ては1万円、その他の基準による判定にあっては2万200円

知事が定める基準による判定にあっては1万円、その他の基準による判定にあっては2万200円

知事が定める基準による判定にあっては1万9,400円、その他の基準による判定にあっては3万9,900円

知事が定める基準による判定にあっては2万8,700円、その他の基準による判定にあっては5万7,600円

知事が定める基準による判定にあっては4万1,800円、その他の基準による判定にあっては8万1,300円

知事が定める基準による判定にあっては6万2,600円、その他

の基準による判 定にあっては11 万6,100円
知事が定める基 準による判定に あっては 9 万 7,700円、その他 の基準による判 定にあっては16 万8,600円
知事が定める基 準による判定に あっては13万 9,800円、その他 の基準による判 定にあっては23 万700円
知事が定める基 準による判定に あっては18万 1,200円、その他 の基準による判 定にあっては30 万1,700円
知事が定める基 準による判定に あっては20万 3,700円、その他 の基準による判 定にあっては35 万2,400円
6 万2,500円
7 万9,100円
10万3,900円
16万5,600円
21万6,300円

25万8,400円
30万2,800円
知事が定める基準による判定にあっては4万9,900円、その他の基準による判定にあっては12万8,300円
知事が定める基準による判定にあっては6万3,600円、その他の基準による判定にあっては16万1,600円
知事が定める基準による判定にあっては8万5,000円、その他の基準による判定にあっては20万9,300円
知事が定める基準による判定にあっては14万900円、その他の基準による判定にあっては30万3,200円
知事が定める基準による判定にあっては18万7,100円、その他の基準による判定にあっては37

万6,800円
知事が定める基 準による判定に あっては22万 5,200円、その他 の基準による判 定にあっては44 万6,300円
知事が定める基 準による判定に あっては26万 5,500円、その他 の基準による判 定にあっては51 万1,000円
1万1,400円
1万6,600円
2万4,000円
6万2,100円
9万4,300円
11万7,200円
14万5,700円
知事が定める基 準による判定に あっては4万 9,900円、その他 の基準による判 定にあっては12 万8,300円
知事が定める基 準による判定に あっては6万 3,600円、その他 の基準による判 定にあっては16 万1,600円

知事が定める基準による判定にあっては8万5,000円、その他の基準による判定にあっては20万9,300円
知事が定める基準による判定にあっては14万900円、その他の基準による判定にあっては30万3,200円
知事が定める基準による判定にあっては18万7,100円、その他の基準による判定にあっては37万6,800円
知事が定める基準による判定にあっては22万5,200円、その他の基準による判定にあっては44万6,300円
知事が定める基準による判定にあっては26万5,500円、その他の基準による判定にあっては51万1,000円
1万1,400円

1万6,600円
2万4,000円
6万2,100円
9万4,300円
11万7,200円
14万5,700円

別表424の15の項金額の欄を次のように改める。

5,500円
5,500円
1万700円
1万8,100円
3万700円
5万1,400円
9万1,300円
14万3,800円
18万2,300円
19万4,500円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円
14万2,000円
18万円
22万4,400円
1万700円
1万8,500円
3万700円
9万600円

	14万2,000円
	18万円
	22万4,400円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において單に「知事が定める基準」という。）による審査にあっては1万9,200円、その他の基準による審査にあっては3万8,800円	
知事が定める基準による審査にあっては1万9,200円、その他の基準による審査にあっては3万8,800円	
知事が定める基準による審査にあっては3万7,000円、その他の基準による審査にあっては7万8,000円	

知事が定める基準による審査にあっては5万3,200円、その他他の基準による審査にあっては11万200円

知事が定める基準による審査にあっては7万8,000円、その他他の基準による審査にあっては15万5,300円

知事が定める基準による審査にあっては11万6,100円、その他他の基準による審査にあっては22万2,200円

知事が定める基準による審査にあっては17万7,100円、その他他の基準による審査にあっては31万9,800円

知事が定める基準による審査にあっては25万1,000円、その他他の基準による審査にあっては43万2,200円

知事が定める基

準による審査に
あっては32万
5,700円、その他
の基準による審
査にあっては56
万7,900円

知事が定める基
準による審査に
あっては37万100
円、その他の基
準による審査に
あっては66万
5,500円

12万2,400円

15万4,200円

20万1,900円

31万4,300円

40万3,400円

48万2,100円

56万1,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
7,600円、その他
の基準による審
査にあっては25
万4,400円

知事が定める基
準による審査に
あっては12万
4,600円、その他
の基準による審
査にあっては31
万9,400円

知事が定める基
準による審査に

あっては16万
3,400円、その他
の基準による審
査にあっては41
万2,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては26万
4,700円、その他
の基準による審
査にあっては58
万8,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては34万
5,700円、その他
の基準による審
査にあっては72
万5,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては41万
5,600円、その他
の基準による審
査にあっては85
万6,700円

知事が定める基
準による審査に
あっては48万
7,300円、その他
の基準による審
査にあっては97
万7,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万

7,600円、その他
の基準による審
査にあっては25
万4,400円

知事が定める基
準による審査に
あっては12万
4,600円、その他
の基準による審
査にあっては31
万9,400円

知事が定める基
準による審査に
あっては16万
3,400円、その他
の基準による審
査にあっては41
万2,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては26万
4,700円、その他
の基準による審
査にあっては58
万8,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては34万
5,700円、その他
の基準による審
査にあっては72
万5,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては41万
5,600円、その他

の基準による審査にあっては85万6,700円

知事が定める基準による審査にあっては48万7,300円、その他他の基準による審査にあっては97万7,600円

別表424の16の項金額の欄を次のように改める。

3,300円
3,300円
6,600円
1万600円
1万8,100円
3万700円
5万5,400円
8万6,100円
11万200円
11万7,200円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円

6,600円
1万700円
1万8,100円
5万4,300円
8万5,400円
10万7,900円
13万4,600円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において單に「知事が定める基準」という。）による審査にあっては1万円、他の基準による審査にあっては2万200円
知事が定める基準による審査にあっては1万円、他の基準による審査にあっては2万200円
知事が定める基準による審査にあっては1万

9,400円、その他
の基準による審
査にあっては3
万9,900円

知事が定める基
準による審査に
あっては2万
8,700円、その他
の基準による審
査にあっては5
万7,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては4万
1,800円、その他
の基準による審
査にあっては8
万1,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては6万
2,600円、その他
の基準による審
査にあっては11
万6,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
7,700円、その他
の基準による審
査にあっては16
万8,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
9,800円、その他

の基準による審査にあっては23万700円

知事が定める基準による審査にあっては18万1,200円、その他他の基準による審査にあっては30万1,700円

知事が定める基準による審査にあっては20万3,700円、その他他の基準による審査にあっては35万2,400円

6万2,500円

7万9,100円

10万3,900円

16万5,600円

21万6,300円

25万8,400円

30万2,800円

知事が定める基準による審査にあっては5万300円、他の基準による審査にあっては12万8,700円

知事が定める基準による審査にあっては6万3,600円、その他他の基準による審

査にあっては16
万1,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては8万
5,400円、その他
の基準による審
査にあっては20
万8,900円

知事が定める基
準による審査に
あっては14万900
円、その他の基
準による審査に
あっては30万
2,800円

知事が定める基
準による審査に
あっては18万
7,100円、その他
の基準による審
査にあっては37
万6,800円

知事が定める基
準による審査に
あっては22万
5,500円、その他
の基準による審
査にあっては44
万6,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては26万
5,500円、その他
の基準による審
査にあっては51

万1,000円
知事が定める基 準による審査に あっては5万300 円、その他の基 準による審査に あっては12万 8,700円
知事が定める基 準による審査に あっては6万 3,600円、その他 の基準による審 査にあっては16 万1,600円
知事が定める基 準による審査に あっては8万 5,400円、その他 の基準による審 査にあっては20 万8,900円
知事が定める基 準による審査に あっては14万900 円、その他の基 準による審査に あっては30万 2,800円
知事が定める基 準による審査に あっては18万 7,100円、その他 の基準による審 査にあっては37 万6,800円

知事が定める基準による審査にあっては22万5,500円、その他他の基準による審査にあっては44万6,300円

知事が定める基準による審査にあっては26万5,500円、その他他の基準による審査にあっては51万1,000円

別表424の17の項金額の欄を次のように改める。

1,500円
1,500円
3,100円
5,300円
8,900円
1万4,900円
2万7,300円
4万2,500円
5万5,100円
5万8,000円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円

2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの(以下この項において単に「知事が定める基準」という。)による判定にあつては5,100円、その他の基準による判定にあつては1万円</p> <p>知事が定める基準による判定に</p>

あっては5,100円、その他の基準による判定にあっては1万円

知事が定める基準による判定にあっては9,600円、その他の基準による判定にあっては1万9,700円

知事が定める基準による判定にあっては1万4,200円、その他の基準による判定にあっては2万8,400円

知事が定める基準による判定にあっては2万1,100円、その他の基準による判定にあっては4万700円

知事が定める基準による判定にあっては3万1,600円、その他の基準による判定にあっては5万8,200円

知事が定める基準による判定にあっては4万9,200円、その他

の基準による判
定にあっては8
万4,300円

知事が定める基
準による判定に
あっては7万100
円、その他の基
準による判定に
あっては11万
5,300円

知事が定める基
準による判定に
あっては9万600
円、その他の基
準による判定に
あっては15万
1,200円

知事が定める基
準による判定に
あっては10万
2,000円、その他
の基準による判
定にあっては17
万6,400円

3万1,200円

3万9,500円

5万1,800円

8万3,100円

10万8,000円

12万9,500円

15万1,600円

知事が定める基
準による判定に
あっては2万
4,800円、その他
の基準による判

定にあっては6
万4,000円

知事が定める基
準による判定に
あっては3万
1,900円、その他
の基準による判
定にあっては8
万600円

知事が定める基
準による判定に
あっては4万
2,600円、その他
の基準による判
定にあっては10
万4,300円

知事が定める基
準による判定に
あっては7万500
円、その他の基
準による判定に
あっては15万
1,100円

知事が定める基
準による判定に
あっては9万
3,200円、その他
の基準による判
定にあっては18
万8,300円

知事が定める基
準による判定に
あっては11万
2,900円、その他
の基準による判
定にあっては22

万3,500円
知事が定める基 準による判定に あっては13万 2,700円、その他 の基準による判 定にあっては25 万5,500円
5,700円
8,300円
1万1,900円
3万1,000円
4万7,000円
5万8,500円
7万2,800円
知事が定める基 準による判定に あっては2万 4,800円、その他 の基準による判 定にあっては6 万4,000円
知事が定める基 準による判定に あっては3万 1,900円、その他 の基準による判 定にあっては8 万600円
知事が定める基 準による判定に あっては4万 2,600円、その他 の基準による判 定にあっては10 万4,300円

知事が定める基準による判定にあっては7万500円、その他の基準による判定にあっては15万1,100円
知事が定める基準による判定にあっては9万3,200円、その他他の基準による判定にあっては18万8,300円
知事が定める基準による判定にあっては11万2,900円、その他他の基準による判定にあっては22万3,500円
知事が定める基準による判定にあっては13万2,700円、その他他の基準による判定にあっては25万5,500円
5,700円
8,300円
1万1,900円
3万1,000円
4万7,000円
5万8,500円
7万2,800円

別表424の18の項金額の欄を次のように改める。

1,500円
1,500円
3,100円
5,300円
8,900円
1万4,900円
2万7,300円
4万2,500円
5万5,100円
5万8,000円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
3,100円
5,500円
8,900円
2万6,900円
4万2,600円
5万3,700円
6万7,300円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1

項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち知事が別に定めるもの（以下この項において單に「知事が定める基準」という。）による審査にあっては5,100円、その他の基準による審査にあっては1万円

知事が定める基準による審査にあっては5,100円、その他の基準による審査にあっては1万円

知事が定める基準による審査にあっては9,600円、その他の基準による審査にあっては1万9,700円

知事が定める基準による審査にあっては1万4,200円、その他の基準による審査にあっては2万8,400円

知事が定める基準による審査に

あっては 2 万
1,100円、その他
の基準による審
査にあっては4
万700円

知事が定める基
準による審査に
あっては 3 万
1,600円、その他
の基準による審
査にあっては5
万8,200円

知事が定める基
準による審査に
あっては 4 万
9,200円、その他
の基準による審
査にあっては8
万4,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては 7 万100
円、その他の基
準による審査に
あっては11万
5,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては 9 万600
円、その他の基
準による審査に
あっては15万
1,200円

知事が定める基
準による審査に
あっては 10 万

2,000円、その他
の基準による審
査にあっては17
万6,400円

3万1,200円

3万9,500円

5万1,800円

8万3,100円

10万8,000円

12万9,500円

15万1,600円

知事が定める基
準による審査に
あっては2万
4,800円、その他
の基準による審
査にあっては6
万4,000円

知事が定める基
準による審査に
あっては3万
1,900円、その他
の基準による審
査にあっては8
万600円

知事が定める基
準による審査に
あっては4万
2,600円、その他
の基準による審
査にあっては10
万4,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては7万500
円、その他の基

準による審査に
あっては15万
1,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
3,200円、その他
の基準による審
査にあっては18
万8,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては11万
2,900円、その他
の基準による審
査にあっては22
万3,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
2,700円、その他
の基準による審
査にあっては25
万5,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては2万
4,800円、その他
の基準による審
査にあっては6
万4,000円

知事が定める基
準による審査に
あっては3万
1,900円、その他
の基準による審

査にあっては8
万600円

知事が定める基
準による審査に
あっては4万
2,600円、その他
の基準による審
査にあっては10
万4,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては7万500
円、その他の基
準による審査に
あっては15万
1,100円

知事が定める基
準による審査に
あっては9万
3,200円、その他
の基準による審
査にあっては18
万8,300円

知事が定める基
準による審査に
あっては11万
2,900円、その他
の基準による審
査にあっては22
万3,500円

知事が定める基
準による審査に
あっては13万
2,700円、その他
の基準による審
査にあっては25

万5,500円

別表424の18の項の次に次のように加える。

424 の19	静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例(令和7年静岡県条例第23号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例(令和4年静岡県条例第20号)第15条第1項の規定に基づく盛土等の変更許可の申請に対する審査	盛土等変更許可申請手数料		1件につき	4万5,300円	
424 の20	静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によ	盛土等の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件につき	4万5,100円	

りなお従前の例によることとされる同条例による改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例第26条第1項の規定に基づく盛土等の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査				
--	--	--	--	--

別表425の項中「3万3,000円」を「3万3,800円」に改め、同表426の項中「2万6,000円」を「2万6,800円」に改め、同表427の項中「680円」を「700円」に改め、同表428の項中「430円」を「440円」に改め、同表428の2の項金額の欄を次のように改める。

1万6,100円
1万6,100円
2万7,500円
4万3,000円
6万9,600円
10万9,500円
16万5,800円
28万400円
35万4,300円
40万2,400円
2万3,200円
2万3,200円
3万8,900円
6万2,200円
10万2,900円
16万2,800円

24万7, 100円
41万8, 700円
53万300円
60万1, 300円
5万3, 100円
5万3, 100円
11万9, 200円
18万9, 400円
37万1, 300円
66万3, 400円
113万7, 500円
210万2, 500円
300万3, 200円
367万8, 800円
7万7, 800円
7万7, 800円
17万7, 600円
28万2, 600円
55万6, 200円
99万3, 300円
170万6, 100円
315万3, 300円
450万4, 400円
551万6, 800円

別表428の3の項金額の欄を次のように改める。

1万2, 800円
1万2, 800円
2万1, 200円
3万4, 900円
5万2, 600円
8万7, 000円
13万8, 400円
23万800円
28万8, 500円
31万9, 600円

1万7,800円
1万7,800円
3万400円
4万9,600円
7万7,700円
13万300円
20万5,700円
34万5,400円
43万1,200円
47万7,800円
3万1,000円
3万1,000円
6万7,400円
10万7,300円
20万3,500円
36万4,700円
62万4,200円
114万1,900円
161万3,000円
195万7,600円
4万6,000円
4万6,000円
10万700円
16万600円
30万4,800円
54万5,900円
93万4,800円
171万2,000円
241万9,000円
293万5,200円

別表428の4の項中「16万円」を「16万4,600円」に改め、同表430の項中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に、「3,300円」を「4,100円」に改め、同表431の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「3,300円」を「4,100円」に改め、同表432の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に、「1,700円」を「2,400円」に改め、同表432の2の項中「400円」を「440円」に改め、同表433の項中「1,700円」を「2,400円」に改め、同表434の項中「870円」を「1,600円」に、「1,100円」を「1,900円」に改め、同表434の3の

項の次に次のように加える。

434 の 4	政党助成法 (平成 6 年 法律 第 5 号) 第32条 第 5 項の規 定に基づく 支部報告書 等の写しの 交付	支部報告 書等の写 しの交付 手数料	用紙 1 枚 につ き	10円	
------------	---	-----------------------------	----------------------	-----	--

別表482の項中「8,500円」を「1万8,900円」に改め、同表483の項中「700円」を「1,200円」に改め、同表488の項中「2,300円」を「2,400円」に改め、同表502の項及び502の2の項中「2,200円」を「2,400円」に改め、同表（注）3(3)の表金額の欄を次のように改める。

1万4,000円
1万4,000円
2万5,500円
3万5,400円
4万8,000円
6万4,700円
8万5,400円
10万7,500円
14万3,800円
17万6,000円
7,000円
7,000円
1万2,700円
1万7,700円
2万4,000円
3万2,300円
4万2,700円
5万3,800円
7万1,900円
8万8,000円

別表（注）4(3)の表金額の欄を次のように改める。

4,000円

4,000円
4,800円
1万1,000円
1万5,600円
2万3,800円
3万7,400円
4万400円
4万3,400円
7万9,700円
2,100円
2,800円
4,000円
6,000円
1万1,000円
1万6,100円
3万7,400円
5万100円
9万1,100円
2,100円
2,800円
4,000円
6,000円
1万1,000円
1万6,100円
3万7,400円
5万100円
9万1,100円
360円
510円
1,100円
1,400円
2,200円
3,900円
4,800円
6,500円

6,800円
2,100円
2,800円
4,000円
6,000円
1万1,000円
1万6,100円
3万7,400円
5万100円
9万1,100円
360円
510円
1,100円
1,400円
2,200円
3,900円
4,800円
6,500円
6,800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表357の3の項の改正規定（「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に、「第1条の2第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改める部分に限る。）、同表357の4の項の改正規定（「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改める部分に限る。）、同表430の項の改正規定（「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改める部分に限る。）、同表431の項の改正規定（「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める部分に限る。）及び同表432の項の改正規定（「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める部分に限る。） 公布の日
- (2) 別表434の3の項の次に434の4の項を加える改正規定 令和8年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に申請等を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。
(静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 静岡県盛土等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡県条例第23号）</u></p> <p><u>附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の別表377の3の項及び377の4の項に規定する事務に関する手数料について</u>は、<u>なお従前の例による。</u></p> <p>(静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>(静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。